

四国学院大学成績評定平均値G P Aに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、四国学院大学（以下「本学」という。）における成績評定平均値（グレードポイントアベレージ。以下「G P A」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「G P A」とは、各授業科目の5段階の成績評価に対応して4～0の評点（グレードポイント。以下「G P」という。）を付与して算出する1単位当たりの評定平均値をいう。

2 この規程において「学部等」とは、各学部カリキュラム、S U Sカリキュラムをいう。

3 この規程において「メジャー等」とは、各メジャー、各キャリア拡充コースをいう。

(対象授業科目)

第3条 G P Aの算出の対象授業科目は、本学において5段階評価を受けた授業科目とする。ただし、次の各号の授業科目はG P Aの計算から除外する。

- ① 本学以外で修得した授業科目又は入学前に修得した授業科目
- ② 教学担当副学長が指定する、原則として実習、フィールドプラクティカム等の授業科目。但し、資格取得等に関係する科目で教学担当副学長が計算対象に含めてよい、と判断したものは計算対象とする。
- ③ P F 指定科目

(配点)

第4条 評価された成績の段階ごとに、次に掲げるG Pを配点する。

(1) 優 A (90～100) G P=4

(2) 優 B (80～89) G P=3

(3) 良 C (70～79) G P=2

(4) 可 D (60～69) G P=1

(5) 不可 F (0～59) G P=0

- 2 なお、特別な事由がある場合には、教学担当副学長の許可のもと、「未評価 GP=I (Incomplete)」の措置を科目担当教員は、講ずることが出来る。但し、その場合は、教学担当副学長が許可した成績評価期限内に、成績評価を行わなければならない。

3 また、 $GP = I$ は、 GP 計算においては、計算対象外とする。しかし、前項の成績評価期限内に成績評価が出されない場合には、自動的に「不可F」の成績評価とする。なお、評点のつかない科目の成績について合格の場合は表示をPとし、 GP の換算をしない。

(GPAの種類及び計算方法)

第5条 GPAは、次の各号に区分し、当該各号に定める方法により計算する。この場合において、計算値は、小数点以下第2位を四捨五入して表記する。

(1) 学生ごとGPA

イ 学期ごとGPA

一学期の、一授業科目の成績評価で得た GP に、当該一授業科目の単位数を乗じる計算を、当該一学期に成績評価を受けた授業科目分行い、その合計を、当該一学期に成績評価を受けた授業科目の単位数の合計で除して算出する。

ロ 通算GPA

入学時からの現在の学期までの、一授業科目の成績評価で得た GP に、当該一授業科目の単位数を乗じる計算を、入学時からの現在の学期までに成績評価を受けた授業科目分行い、その合計を、入学時からの現在の学期までに成績評価を受けた授業科目の単位数の合計で除して算出する。

(2) 授業科目ごとGPA

一授業科目の履修学生の GP の合計を、当該一授業科目の履修学生数で除して算出する。

(3) 学部等ごとGPA

一学期における授業科目ごとGPAの学部等の合計を、学部等で当該一学期に開講されたGPA対象授業科目数の合計で除して算出する。

(4) メジャー等ごとGPA

一学期における授業科目ごとGPAのメジャー等の合計を、メジャー等で当該一学期に開講されたGPA対象授業科目数で除して算出する。

(5) 教員ごとGPA

各学期において、各教員が担当する全ての授業科目の履修学生のG P の合計を、当該教員が担当する当該学期の全ての授業科目の履修学生総数で除して算出する。

(G P A 計算期日)

第 6 条 G P A の計算は、学期ごとに指定された期日（春学期にあつては 7 月 15 日、サマー・セッションにあつては 8 月 20 日、秋学期にあつては 12 月 1 日、冬学期にあつては 3 月 15 日とする。以下「G P A 計算期日」という。）までに確定した成績に基づいて行う。

2 教員は、G P A 計算期日までに成績を確定するものとする。

(成績が確定していない科目の取扱い)

第 7 条 成績の保留又は追試験等によって G P A 計算期日までに成績が確定していない科目については、計算上は履修していないものとして扱う。

(履修放棄科目の取扱い)

第 8 条 履修登録修正期限までに履修登録を取り消した場合及び教学担当副学長による履修登録の変更の措置が行われた場合を除き、履修を放棄した科目の成績は、不可として扱う。

(不正行為により無効とされた成績の取扱い等)

第 9 条 不正行為により無効とされた成績は、不可として扱う。

2 当該学期の G P A 計算期日以降に当該学期の成績が不正行為により無効とされた場合は、当該学期の G P A 計算期日までに当該成績が無効となったものとみなし、学期ごと G P A を再計算するものとする。

(再履修等における G P A の取扱い)

第 10 条 履修した授業科目について不可と評価され（第 8 条および第 9 条により不可として扱われた場合を含む。）、後に再履修等によって合格となった場合には、合格の評価が与えられた学期において学期ごと G P A を計算し、通算 G P A の計算に当たっては、不可と評価された学期における当該授業科目に係る数値は、通算 G P A の計算式から除外する。

(G P A の通知)

第 11 条 G P A の学生および教員への通知は、学内システムを通じて行う。

(学修指導及び退学勧告)

第 12 条 クラスター・アドバイザー（C A）および アカデミック・アドバイザー（ソフォモア・アドバイザー Sophomore Adviser（S A）およびジュニア・シニア・アドバイザー Junior/Senior Adviser（J S A））は、G P Aに基づき、学生の学修計画サポートおよび学修指導を行うものとする。

2 また、G P Aが著しく低くなった学生には、次の各号に定める基準と手続きにより学修指導あるいは退学勧告を行う。

(1) 各学期終了時において学期ごとG P Aが 2.0 未満の学生には、アドバイザーが面談の上、適切な学修指導を行う。

(2) 4 学期連続して学期ごとG P Aが 1.0 未満の学生には、成業の可能性があると判断される場合を除き、教学担当副学長が副学長会の議を経て退学勧告を行う。

（G P Aデータの提供）

第 13 条 教学担当副学長は、学生指導のためにG P Aの個人データ、および、本学の組織が教育活動の改善のために行う調査研究に必要なG P Aのデータを、それぞれの関係者に提供することができる。

（制定改廃）

第 14 条 本規程の制定改廃は、部長会の議を経て学長が行う。

附 則

1 この規程は、2010 年 2 月 8 日に制定し、2010 年 4 月 1 日から施行する。

2 2010 年 3 月 31 日以前に入学、および編入学した者には、本規程は適用しない。

2010 年 3 月 31 日以前の入学生に適用されるカリキュラムに編入、転入、再入学した者は本規程を適用しない。

3 大学院生にも本規程は適用しない。

4 この規程は、2011 年 3 月 17 日に改正し、2011 年 4 月 1 日から施行する。

5 この規程は、2012 年 2 月 1 日に改正し、2012 年 4 月 1 日から施行する。

6 この規程は、2014 年 2 月 26 日に改正し、2014 年 4 月 1 日から施行する。

7 この規程は、2017年3月14日に改正し、2017年4月1日から施行する。

8 この規程は、2018年9月19日に改正し、2018年9月19日から施行する。

9 この規程は、2021年3月30日に改正し、2021年4月1日から施行する。